

所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市児童育成手当条例			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>国民健康保険法等の一部を改正する政令（令和2年政令第270号）により、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）の一部改正が行われた。また、令和2年度税制改正により、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にしている子を有する単身者について「ひとり親控除」を適用し、従来の寡婦（寡夫）控除について、要件の見直しを行った上で、寡婦（寡夫）控除をひとり親に該当しない寡婦に係る控除に改組することとされた。これに伴い、東大和市児童育成手当条例施行規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税等における給与所得控除等の見直し 給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除する。 ・ 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し 未婚のひとり親に対する地方税法上の寡婦（寡夫）のみなし適用に関する規定を削除し、令和2年度税制改正前の寡婦（寡夫）控除にかかる規定を、改正後のひとり親控除及び寡婦控除に係る規定に改める。 ・ 文言整理 <p>(2) 施行日</p> <p>令和3年1月1日から施行し、令和3年6月以後の月分の児童育成手当から適用する。（令和3年5月以前の月分の児童育成手当については、改正前の第5条を適用する。）</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>東京都の実施要綱に則り、適正な制度運営を図ることができる。</p>					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み					
3. 留意事項（問題点等） 特になし					
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。